



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

人事委員会事項

- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1
- 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2
- 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 7
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 ..... 7
- 沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ..... 7
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ..... 8
- 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 9
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 10

## 人事委員会事項

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年 3月31日

沖縄県人事委員会  
委員長 玉 城 健

### 沖縄県人事委員会規則第2号

#### 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表2種の項中「県民生活統括監 福祉企画統括監」を「生活企画統括監 子ども福祉統括監」に改め、同表3種の項中「衛生環境研究所の所長 動物愛護管理センターの所長 県民生活センターの所長 計量検定所の所長 食肉衛生検査所の所長 福祉保健所（北部福祉保健所、宮古福祉保健所及び八重山福祉保健所に限る。）の所長 保健所の所長 女性相談所の所長 児童相談所の所長 身体障害者更生相談所の所長 総合精神保健福祉センターの所長」を「動物愛護管理センターの所長 福祉保健所（北部福祉保健所、宮古福祉保健所及び八重山福祉保健所に限る。）の所長 女性相談所の所長 児童相談所の所長 身体障害者更生相談所の所長 県民生活センターの所長 計量検定所の所長 衛生環境研究所の所長 保健所の所長 総合精神保健福祉センターの所長 食肉衛生検査所の所長」に、「ダム事務所の所長」を「ダム事務所の所長 都市モノレール建設事務所の所長」に改め、同表4種の項中「広報監」を「広報監 交流推進監」に、「跡地対策監」を「跡地利用推進監 緑化推進対策監」に、「看護専門監」を「看護専門監 研究企画監」に、「住宅管理監 設備事業監」を「設備事業監 会計事務指導監」に、「保育対策室長」を「総務事務集中センター準備室長 公共交通推進室長 基地環境特別対策室長」に改め、別表第3項の表4種の項中「特別支援教育監」を「特別支援教育監 学力向上推進室長 社会教育推進監」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県人事委員会  
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第3号

期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤労手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考1中「県民生活統括監、福祉企画統括監」を「生活企画統括監、子ども福祉統括監」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県人事委員会  
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第4号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「農林水産部森林緑地課」を「農林水産部森林管理課」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県人事委員会  
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第5号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表中	国頭村字安田	家畜改良センター 名護警察署安田駐在所	4	を
	国頭村字奥	名護警察署奥駐在所	3	
	東村字平良	名護警察署平良駐在所	2	
	名護市字瀬嵩	名護警察署瀬嵩駐在所	1	
	伊江村字東江前	伊江村字東江前38番地（北部農林水産振興センター伊江村駐在） 本部警察署伊江駐在所		
伊江村字川平	本部警察署川平駐在所			

国頭村字安田	名護警察署安田駐在所	3
国頭村字奥	名護警察署奥駐在所	

国頭村字安田	家畜改良センター		に、
伊江村字東江前	伊江村字東江前38番地（北部農林水産振興センター伊江村駐在） 本部警察署伊江駐在所	2	
伊江村字川平	本部警察署川平駐在所		
栗国村字東	那覇警察署栗国駐在所	5	を
渡名喜村字渡名喜	那覇警察署渡名喜駐在所		
渡嘉敷村字渡嘉敷	那覇警察署渡嘉敷駐在所	4	
座間味村字座間味	座間味村字座間味825番地2（ダム事務所座間味駐在） 那覇警察署座間味駐在所		
伊平屋村字我喜屋	伊平屋字我喜屋251番地（北部農林水産振興センター伊平屋村駐在） 伊平屋村字我喜屋818番地（ダム事務所我喜屋駐在） 本部警察署伊平屋駐在所		
伊是名村字仲田	伊是名村字仲田1203番地（北部農林水産振興センター伊是名村駐在） 本部警察署伊是名駐在所		
久米島町字仲村渠	那覇警察署仲村渠駐在所	3	
久米島町字北原	那覇警察署久米島空港警備派出所		
久米島町字比嘉	久米島町字比嘉2870番地（南部農業改良普及センター久米島町駐在）		
久米島町字仲泊	那覇警察署久米島仲泊駐在所		
久米島町字大田	那覇警察署久米島交番		
久米島町字嘉手苺	久米島高等学校 大平特別支援学校久米島高等学校分教室		
久米島町字真謝	海洋深層水研究所		
久米島町字謝名堂	那覇警察署謝名堂駐在所		
久米島町字儀間	那覇警察署儀間駐在所		
栗国村字東	那覇警察署栗国駐在所	4	
渡名喜村字渡名喜	那覇警察署渡名喜駐在所		

渡嘉敷村字渡嘉敷	那覇警察署渡嘉敷駐在所		に、
座間味村字座間味	座間味村字座間味825番地2 (ダム事務所座間味駐在) 那覇警察署座間味駐在所		
伊平屋村字我喜屋	伊平屋字我喜屋251番地 (北部農林水産振興センター伊平屋村駐在) 伊平屋村字我喜屋818番地 (ダム事務所我喜屋駐在) 本部警察署伊平屋駐在所		
伊是名村字仲田	伊是名村字仲田1203番地 (北部農林水産振興センター伊是名村駐在) 本部警察署伊是名駐在所	3	
久米島町字仲村渠	那覇警察署仲村渠駐在所		
久米島町字北原	那覇警察署久米島空港警備派出所		
久米島町字比嘉	久米島町字比嘉2870番地 (南部農業改良普及センター久米島町駐在)		
久米島町字仲泊	那覇警察署久米島仲泊駐在所		
久米島町字大田	那覇警察署久米島交番		
久米島町字嘉手苺	久米島高等学校 大平特別支援学校久米島高等学校分教室		
久米島町字真謝	海洋深層水研究所		
久米島町字謝名堂	那覇警察署謝名堂駐在所		
久米島町字儀間	那覇警察署儀間駐在所		
竹富町字波照間	八重山警察署波照間駐在所	6	を
竹富町字上原	八重山警察署上原駐在所		
竹富町字西表	八重山警察署白浜駐在所		
与那国町字与那国	与那国町字与那国125番地 (八重山農林水産振興センター与那国駐在) 八重山警察署与那国駐在所 八重山警察署久部良駐在所	5	
竹富町字小浜	八重山警察署小浜駐在所	4	
竹富町字南風見	八重山警察署大原駐在所		
竹富町字波照間	八重山警察署波照間駐在所		

与那国町字与那国	与那国町字与那国125番地（八重山農林水産振興センター与那国駐在） 八重山警察署与那国駐在所 八重山警察署久部良駐在所	6
竹富町字上原	八重山警察署上原駐在所	5
竹富町字西表	八重山警察署白浜駐在所	
竹富町字小浜	八重山警察署小浜駐在所	
竹富町字南風見	八重山警察署大原駐在所	

に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
(特地公署とされていた公署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額等に関する経過措置)
- 2 この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第1条に定めるもののほか、名護警察署平良駐在所及び名護警察署瀬嵩駐在所については、平成29年3月31日までの間、特地公署とする。
- 3 前項の規定に基づき特地公署とされた公署に勤務する職員の沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「条例」という。）第17条第2項の規定による特地勤務手当の月額は、改正後の規則第3条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の同日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成27年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。
- 4 前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第3条第2項各号に定める日（特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成10年沖縄県人事委員会規則第7号。以下「改正規則」という。）附則第2項の規定により読み替えられる場合にあっては、平成10年4月1日）に受けていた給料の月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにはその月額をその日における沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間算出率」という。）で除して得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額（以下この項において「当該定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額」という。）の合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日に受けていた給料の月額（育児短時間勤務職員等以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額（その額が当該定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額）とする。

- 5 第1項の規定に基づき特地公署とされた公署に在勤する職員の条例第18条第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、改正後の規則第4条第2項から第4項及び第5条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては、準ずる手当経過措置基礎額に100分の5（施行日前に異動の日から起算して4年に達した場合における施行日から異動の日から起算して5年に達する日までの間及び施行日から平成29年3月31日までの期間内に異動の日から起算して4年に達した場合におけるその4年に達した日後から当該期間内の異動の日から起算して5年に達する日までの間については100分の4、施行日前に異動の日から起算して5年に達した場合及び施行日から平成29年3月31日までの期間内に異動の日から起算して5年に達した場合におけるその5年に達した日後については100分の2）を乗じて得た額に、施行日から平成27年3月31日までの間にあつては100分の100を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては100分の70を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあつては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、同日から引き続き当該公署に在勤している職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。
- 6 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、改正後の規則第4条第2項（同条第3項及び第4項において読み替えられる場合を含む。）に規定する日に受けていた給料の月額（育児短時間勤務職員等以外の職員であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）とする。
- （級別区分が下位となった特地公署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額に関する経過措置）
- 7 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位となった公署に勤務する職員の条例第17条第1項又は第2項の規定による特地勤務手当の月額は、改正後の規則第3条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間（その期間内に当該下位となった公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合又は特地公署に該当しないこととなった場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、同条（改正規則附則第2項の規定において読み替えられる場合を含む。）の規定による特地勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該下位となった公署に勤務している職員にあっては附則第3項の特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の同日における級別区分に係る支給割合から施行日における級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額に施行日から平成27年3月31日までの間にあつては100分の100を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては100分の70を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあつては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、施行日の前日から引き続き当該下位となった公署に勤務している職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額を加算して得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。
- 8 家畜改良センターに在勤する職員の条例第18条第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第4条第2項から第4項まで又は第5条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間（その期間内に当該公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合（級別区分が1級地に該当することとなった場合を除く。）又は特地公署に該当しないこととなった場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、改正後の規則第4条第2項から第4項まで又は第5条の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては附則第5項の準ずる手当経過措置基礎額に100分の1（施行日前に異動の日から起算して4年に達した場合及び施行日から平成29年3月31日までの期間内に異動の日から起算して4年に達した場合におけるその4年に達した日後については、零）を乗じて得た額に施行日から平成27年3月31日までの間にあつては100分の100を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては100分の70を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあつては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮

して別に人事委員会が定める額を加算して得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県人事委員会  
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第6号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中	久米島町字比嘉	仲里中学校	を
	久米島町字儀間	久米島小学校	
	久米島町字儀間	久米島中学校	

久米島町字比嘉	球美中学校	に、
久米島町字儀間	久米島小学校	

宮古島市下地字来間	来間小学校	を
宮古島市下地字来間	来間中学校	

宮古島市下地字来間	来間小学校	に改める。
-----------	-------	-------

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県人事委員会  
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第7号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1 医務課の項中「医務課」を「保健医療政策課」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県人事委員会  
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第8号

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄

県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表宜野湾市の項中「参事監」を「理事 参事監」に改め、同表石垣市の項中「参事」を「局長 参事」に改め、同表沖縄市の項中「人事課の人事係長及び給与係長」を「政策企画課行政改革担当の副主幹 人事課の人事係長及び給与係長」に改め、同表うるま市の項中「局長 次長」を「局長 参事」に改め、同表今帰仁村の項中「会計管理者」を「主幹 会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第9号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「県民生活統括監 福祉企画統括監」を「生活企画統括監 子ども福祉統括監」に、「広報監」を「広報監 交流推進監」に、「跡地対策監」を「跡地利用推進監 緑化推進対策監」に、「看護専門監」を「看護専門監 研究企画監」に、「港湾開発監 住宅管理監」を「港湾開発監」に、「行政情報センター室長 保育対策室長」を「会計事務指導監」に、「都市モノレール対策室長」を「行政情報センター室長 総務事務集中センター準備室長 公共交通推進室長 基地環境特別対策室長 都市モノレール室

長」に、  

自動車税事務所	所長 総務班の班長
衛生環境研究所	所長 企画管理班の班長 主幹

を

「  

自動車税事務所	所長 総務班の班長
---------	-----------

に、

「  

動物愛護管理センター	所長
県民生活センター	所長 分室長
計量検定所	所長
食肉衛生検査所	所長 食鳥検査班の班長 組織定数担当の主幹
平和祈念資料館	館長 分館長 組織定数担当の主幹

を

「  

動物愛護管理センター	所長
------------	----

に、

「  

福祉保健所	所長 福祉総括 保健総括 総務企画班の班長
看護大学	学長 学部長 学生部長 附属図書館長 事務局長 総務課長

を

「  

福祉保健所	所長 福祉総括 保健総括 総務企画班の班長
-------	-----------------------

に、

「  

--	--

」



身体障害者更生 相談所	所長 主幹
----------------	-------

を

身体障害者更生 相談所	所長 主幹
県民生活セン ター	所長 分室長
計量検定所	所長
平和祈念資料館	館長 分館長 組織定数担当の主幹
看護大学	学長 学部長 学生部長 附属図書館長 事務局長 総務課長
衛生環境研究所	所長 企画管理班の班長 主幹
保健所	所長 保健総括

に、

総合精神保健福 祉センター	所長
------------------	----

を

総合精神保健福 祉センター	所長
食肉衛生検査所	所長 食鳥検査班の班長 組織定数担当の主幹

に、

土木事務所	所長 業務総括 技術総括 庶務班の班長 総務用 地班の班長
-------	----------------------------------

を

土木事務所	所長 業務総括 技術総括 庶務班の班長 総務用 地班の班長
ダム事務所	所長 管理班の班長

に、

ダム事務所	所長 管理班の班長
-------	-----------

を

都市モノレール 建設事務所	所長 建設1班の班長
------------------	------------

に改め、同表教育庁の項中

「特別支援教育監」を「特別支援教育監 学力向上推進室長 社会教育推進監」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

### 沖縄県人事委員会規則第10号

#### 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「社団法人沖縄県対米請求権事業協会」を「公益社団法人沖縄県対米請求権事業協会」に、「公益財団法人沖縄科学技術振興センター」を「公益財団法人沖縄科学技術振興センター」に、「財団法人財団法人沖縄県水源基金」を「財団法人沖縄県水産公社」に、「財団法人沖縄県建設技術センター」を「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団」「一般財団法人沖縄美ら島財団」「公益財団法人沖縄県体育協会」に、「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団」を「一般財団法人沖縄美ら島財団」「一般財団法人沖縄県建設技術センター」を「公益財団法人沖縄県体育協会」に改める。

別表第2中「地方共同法人日本下水道事業団」を「日本下水道事業団」に改める。

「那覇空港ビルディング株式会社

別表第4中「那覇空港ビルディング株式会社」を「沖縄県環境整備センター株式会社」「株式会社沖縄県物産公社」に改める。

「沖縄都市モノレール株式会社」を「沖縄都市モノレール株式会社」に改める。  
 沖縄県環境整備センター株式会社」

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

### 沖縄県人事委員会規則第11号

#### 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 環境部環境保全課

(3) 農林水産部森林管理課

第5条第1項中第5号を削り、第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 土木建築部都市計画・モノレール課

第5条第1項中第17号を第19号とし、同号の前に次の1号を加える。

(18) 都市モノレール建設事務所

第5条第1項中第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 森林資源研究センター

第6条中「福祉保健部障害保健福祉課」を「保健医療部健康長寿課」に改める。

第15条第1項第1号を次のように改める。

(1) 農林水産部森林管理課

第16条第1項第1号を次のように改める。

(1) 農林水産部農地農村整備課

第16条第1項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 都市モノレール建設事務所

第22条中「福祉保健部医務課」を「保健医療部保健医療政策課」に改める。

第27条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 農業研究センター

(2) 畜産研究センター

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---